

## 第 7 期 (H29-H30) 地域委員会の運営について

### ■条例上での位置づけ・役割

1. 位置づけ 「市長の附属機関」(地方自治法第 138 条の 4 第 3 項)
2. 役割 ①市長からの諮問に対し審議・意見・答申。(地域振興・市施策など)  
②地域のまちづくりについて調査し市長に提案できる。

### ■これまでの経過

- ・ これまでは、市からの諮問に対して意見を具申する案件が多かった。  
(例：総合計画、その他諸計画、制度調整、ふるさと創生基金事業など)
- ・ 市長への提言については、当地域委員会としては「ケーブルテレビ導入の促進」について、要望書を提出したことがある。

### ■これからの地域委員会の運営について (案)

#### 1. 基本的な考え方

- (1) 分科会を中心に検討し、地域委員会で総括する。
- (2) 積極的に情報を共有し、中之島地域全体の課題を掘り起こし検討する。
- (3) 各町内会や連合町内会の地域要望等については、個別に支所と協議する。

#### 2. 具体的な内容

##### (1) 地域課題に対する「積極的な検討」と「市や地域住民に向けた提言」

- ・ 市からの諮問に受け身的に議論するだけでなく、地域が抱える様々な課題に対して、「現状把握」「課題共有」「地域委員と支所で一緒に検討」し、その結果を、市に対してしっかりと提言していくほか、地域での取り組みに向けた働きかけを行う。

例：平成 29 年度では、「公共交通空白地域への対応」など。

##### (2) 魅力あるまちづくり活動の検討、関係団体への働きかけ

- ・ 「ふるさと創生基金事業」や「地域の宝磨き上げ事業」について、基本的な方針や次年度以降の具体的な取り組みについて検討する。
- ・ そのほか、各まちづくり団体等が抱える課題や、にぎわいの創出などに関して、検討し、関係実行委員会等へ実施について提案していく。